

財 閣 第 255 号
令和 4 年 4 月 13 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
阪田 渉

分類例規の一部改正について

水産庁長官通知（令和 4 年 4 月 13 日 4 水漁第 44 号）の発出に伴い、分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日 藏関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、令和 4 年 4 月 13 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

第 2 部（国内分類例規）中、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。